

偕行現代考

「駆けつけ警護」と

自衛官の名誉

編纂委員会

南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣された陸自部隊に、新任務の「駆けつけ警護」が付与されて2カ月余が過ぎた。現地では、新任務を担った第11次派遣隊と他国部隊との調整が始まっていることだろう。

しかし未だに、「駆けつけ警護」は、「警護対応か、自衛対応か」、任務遂行の判断と責任は「政治が負うのか、部隊が負うのか」、現場の隊員にとって「武力の行使と武器使用」の違いは意味があるのか、どうもすっきりしない。

そこで賢人による「架空懇談」を開き、それらについての主張を纏めた。

●「なぜ、今か」：

釈然としない人に対し、「駆けつけ警護」に至る経緯が説明される。カンボジアPKO以来の武器使用は、隊員自らを守る「自己保存型」に限られ、駆けつけ警護は認めてこなかった。PKO参加隊員からは、「自分たちが窮地に陥ったら他国の軍隊に助けを求めらるのに、自分たちが助けられないのは心苦しい」「離れた場所から、邦人を含む文民が助けを求めてきた時、対

応できない」との悔しい声があがっていた。今回の措置でようやく、「軍隊としてあたりまえのことの一部が、ようやくできるようになった」。

●「しかし」：

すかさず反論が出る。駆けつけ警護を妨害する者に対する「任務遂行型」の武器使用が初めて追加されたが、「威嚇・警告」だけでは不十分ではないか。国連標準では、文民保護について「あらゆる手段を講じ」となっているが、日本・陸自の場合は「人に危害を与える武器使用が、正当防衛・緊急避難に限られる」点は、今までと変わっていない。

●「でも」：

法務関係OBから声があがる。自衛隊の場合、紛争当事者との交戦は憲法が禁ずる武力行使にあたるので、国会決議でやってはならないとされる。駆けつけ警護で紛争に巻き込まれ、殺傷行為が起きた場合、殺人罪として裁判の対象になる。その場合、特別裁判はできないので、一般法で裁かれる。

政府は自衛隊を、捕虜の待遇改善などを定めたジュネーブ条約という「軍隊」にあたるという立場だが、国内的には軍隊ではないとしてきた。

●「では」：

PKO経験者から反論が出される。憲法の制約を理由に、目の前で起きて

いる不法行為を看過し、彼らを見殺しにしているのか。1994年にルワンダで、ベルギー軍が文民を残して撤収し、2千人が虐殺された時、ごうごうたる国際的批判が沸き上がった。国会では、国際貢献での武器使用の制限ばかりが取り上げられるが、国際基準からすれば、「自衛隊はしよせん自分たちを守るための武器使用」だと批判されよう。それはまた、自衛隊のみならず日本の名誉を傷つけることになる。

●「だから」：

物知り顔のOBから意見が出る。政府の見解によれば、南スーダン全般の警備責任は国連軍と現地政府が担っており、それが機能しない場合の文民や邦人に対する駆けつけ警護だと述べている。それによって、「必要最小限の武器使用」という歯止めを担保しようとしているわけだ。

●「しかし」：

PKOを派遣し統制してきた中央即応集団のOBが、議論に制り込む。かつて派遣された施設隊・約400人規模の警備は十数人程度。南スーダンに居る他国の施設部隊の警備は、20人程度。今派遣中の11次隊は、約300人の中に約60人の「警備隊」が含まれている。そうすると、国連の歩兵部隊が守ってくれなくなり、結果的に自衛隊のリスクが高まる可能性がある。

●「いやいや」：

某紙の記者が解説する。JICAや現地NPOの邦人は、自衛隊による「邦人救出」と「駆けつけ警護」を、国際社会で当然とされ、強く期待していたが、武器使用の観点から範囲に限界があるのはやむを得ないと理解した。しかし保護対象者を途中で見捨てることのないよう、その地域を管轄する他国の歩兵部隊、国連軍と連携することが欠かせないだろう。

●「所詮」：

醒めた人が締めくくる。防衛省は、「様々なケースを想定し、十分な訓練を積んで現地に派遣した。隊長が判断を迷わず、隊員が自信をもって対応できる」と発表した。さらに、駆けつけ警護での裁判事態・過剰な武器使用等に備え、今回の派遣から部隊にビデオ等の記録撮影を準備させている。

そして最後に、紛争当事者たる南スーダンの武装勢力の関与が明らかになれば、PKO参加5原則に反するので、その種情報収集・分析が極めて重要だ。民族紛争や内戦等に巻き込まれぬよう、早期早めの撤収を考慮しておくべきではないかと、締めくくった。

「なぜ」「しかし」「でも」「だから」「所詮」等の思いが交錯するのは、自衛隊が法的に軍隊ではない宙ぶらりんの状態にあるからだ。それによって、

武器使用が曖昧になり、責任と権限が不明確になり、国民の支持が中途半端になっている。

軍隊・軍人としての名誉の代わりに、政府は派遣手当をよくしてやろう、食うものをよくしてやろう、賞恤金を増やしてやろうとの発想にも思える。任務に誇りや名誉を感じれば、少々待遇が悪くても、自衛官は我慢する。

国会は自衛隊を国防軍にさせぬまま、積極的平和主義と現実との乖離において、辻褃合わせの「解釈ごっこ」に終始し、政府は現場の自衛官に「つけ」を回している気がしてならない。

PKOを「本務」と位置づけたのだから、「名誉ある任務」とするため自衛隊に国際標準並みの権限（ROE・部隊行動基準）を与え、国民に「犠牲を伴う崇高な任務」と啓発すべきである。そこにこそ、自衛官がリスクを引き受ける意味・誇り、国民との紐帯が醸成あめつちされると考えるのだが……。

「天地の神も助けよ草枕旅ゆく君が家に至るまで」（万葉集巻4―549）。施設作業にあたる第11次隊が任務を終えるのは5―6月。不測の事態も起こりうる地域に夫を、息子や娘を送り出した家族の方々の心情や如何に。「家に帰るまで」、用心を重ねて無事の帰国を、幸運の女神に祈っています。